**平成２８年（フ）第９３６４号**
東京都練馬区大泉町１丁目46―27―102
債務者　牧志　志保（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９３６５号**
東京都稲城市矢野口805―３―201
債務者　城田　政和
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９３９０号**
東京都豊島区長崎２丁目１―12　齋藤方
債務者　前園　哲也
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９４５４号**
東京都目黒区五本木１丁目38―５―103
債務者　青野　隆則
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第３号**
東京都八王子市長房町588　長房アパート西９―301
債務者　上杉えく子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４号**
東京都江戸川区東葛西７―13―17　葛西荘204、住民票上の住所東京都江戸川区東葛西７丁目13―17　葛西荘
債務者　山本　一男
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２８号**
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1013番地　一本杉二号団地79―２号
債務者　藤川　高昭
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

**平成２８年（フ）第１１８号**
栃木県小山市大字喜沢660番地101
債務者　工藤　由江
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２８年（フ）第９４８４号**
東京都中野区上高田５丁目23―８―103
債務者　田井中明彦
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９４８５号**
東京都中野区本町２―49―９―504、住民票上の住所東京都練馬区東大泉３丁目33―７
債務者　平川　知穂
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５０３号**
静岡県浜松市中区佐藤２丁目23番９号　Ｙｉアイリス207号室
債務者　田井　康雄
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第９４８６号**
東京都中野区東中野１丁目30―14　翠風園
債務者　今野茉莉佳
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第９４９１号**
東京都江戸川区東葛西６丁目９―15―602　ベイシティ葛西Ⅲ
債務者　坂本　由樹
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１０号**
東京都練馬区東大泉４丁目21―９―201
債務者　大島　和弘
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１１号**
東京都台東区清川２―16―３　友愛会、住民票上の住所東京都荒川区東尾久２丁目40―８生駒荘６号室
債務者　寺原　則子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部